

博士学位論文審査報告書

大学名	早稲田大学
研究科名	スポーツ科学研究科
申請者氏名	根本 想
学位の種類	博士（スポーツ科学）
論文題目	日本におけるアマチュアリズムの形成：大日本体育協会を中心に The formation of Amateurism in Japan: Focusing on The Japan Amateur Athletic Association
論文審査員	主査 早稲田大学教授 友添 秀則 博士（人間科学）（早稲田大学） 副査 早稲田大学教授 寒川 恒夫 学術博士（筑波大学） 副査 早稲田大学教授 志々田 文明 博士（人間科学）（早稲田大学） 副査 早稲田大学教授 トンプソン・リー 学術博士（大阪大学）

本博士学位請求論文は、英国発祥の近代スポーツ思想が我が国に受容されるに際して、どのようにそれが受容されたのかを問題意識として、その受容の実態の一端を明らかにするために、1911（明治44）年に我が国に創設された大日本体育協会（以下、「大体協」と略す）におけるアマチュアリズムの形成過程を明らかにすることを直接の目的としている。この目的を達成するために、大体協が発出した文書及び先行研究の分析を通して、大体協のアマチュアリズムの位置づけについて解明する方法論が取られる。

具体的には、従来の先行研究で分析・考察対象とされてきた「競技者資格」（1920年前後）及び「声明書」（1932年）、従来の先行研究では扱われることがなかった「改正寄附行為（S10）」が本論文の新たな分析対象となる。本論文では、これらの文書の発出された時期を軸に、時代区分を次のように3期に分け、第Ⅰ期（1911 - 1925）における「競技者資格」、第Ⅱ期（1925 - 1932）における「アマチュアリズム堅持に関する声明書」、第Ⅲ期（1932 - 1935）における「改正寄附行為（S10）」の形成過程をそれぞれ検討する。なお、論文構成では、第Ⅰ期（1911 - 1925）が第1章、第Ⅱ期（1925 - 1932）が第2章、第Ⅲ期（1932 - 1935）が第3章として述べられ、考察が展開される。

第1章では、大体協の設立から、大体協が自らの競技者資格を消失する1925（大正14）年の期間における大体協の競技者資格の形成及びその消失過程の検討を通して、設立初期の大体協のアマチュアリズムの位置づけが解明される。第2章では、1932（昭和7）年に大体協が公表したアマチュアリズム堅持を目的とする声明書が形成される過程を検討することで、第Ⅱ期（1925 - 1932）における大体協のアマチュアリズムの位置づけが解明される。第3章では、競技連合の設立から大体協への合流を通して、1935（昭和10）年に改正された大体協の寄附行為が形成される過程を通して、第Ⅲ期（1932 - 1935）における大体協のアマチュアリズムの位置づけが解明される。本博士学位請求論文は序章、結章を含んで全5章、全23

節から構成される極めて実証的かつ精緻な歴史社会的研究である。以下、簡潔に、各章において解明された諸点について述べる。

第1章では、第Ⅰ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて考察した結果、第Ⅰ期における大体協のアマチュアリズムは、競技者資格という側面に着目すれば、競技会から労働者を排除する機能が強く、この傾向は、大体協の会長が初代の嘉納治五郎から第二代の岸清一に交代直後に作られた1921（大正10）年の競技者資格において顕著であることを明らかにした。しかし、岸以降の大体協には「競技主義」の萌芽がみられ、第Ⅰ期における大体協のアマチュアリズムは「競技主義」の傾向に移行する過程で、競技成績を重視した選手選考を行うようになり、そのことによって競技者資格が緩和され、最終的には独自の競技者資格を消失していったことが明らかとなった。

第2章では、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて考察した結果、以下の事柄が明らかとなった。当時の大阪朝日新聞の第10回ロス五輪で優勝したイタリア代表選手に終身年金を授与すべきとの報道を受けて、大体協は日本の世論に「誤れる世論」が生じることを恐れ、理事会を招集し全員一致でアマチュアリズム堅持に関する声明書を可決・発表する。この声明書は建前と本音が表裏一体となった二面性を備えたものであった。一方では、純粋にスポーツを愛し行うことがアマチュアリズムであるとするスポーツの自己目的性に立ち、スポーツと金銭との結びつきを厳格に禁じる「建前」と、他方では、当時の我が国の「スポーツ新興国」としての対外的アピール上の財源であった国民からの寄付金を死守すべく「本音」が入り交じったものであった。このように、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムは、第Ⅰ期の終盤に萌芽した「競技主義」の展開によって生じた財源確保を担保するための方便として、位置づけられていたことが明らかとなった。

第3章では第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけは、第Ⅱ期から競技連合の活動が盛んになる第Ⅲ期の岸の生前までは、「国民体育の普及」よりも、「運動競技の奨励指導」に会の目的が特化され、「競技主義」が徐々に深化し「アマチュア」競技者の競技力向上のために「アマチュア」と「プロフェッショナル」の関係性の重視が行われるようになったことが明らかとなった。しかし、岸の死後、嘉納の「国民体育の普及」という大体協設立以来の嘉納の信念を基盤とした競技連合の活動に対する強烈な反対（一喝）によって、競技連合は大体協へ合流するようになる。結局、競技連合は解散したが、「総合運動競技団体の設立」という競技連合が標榜した趣旨は、寄附行為の改正によって競技連合側の意向が合流後の大体協の組織等に反映されるに至った。このように大体協の組織や理念の変容は、「アマチュア」と「プロフェッショナル」の関係性や「アマチュアリズム」そのものの議論を不要にし、アマチュアリズムがオリンピックの出場資格の問題に収斂するものとして位置づけられていったことが解明された。

以上、本論文ではアマチュアリズムが大体協において形成される過程の考察を通して、我が国における近代スポーツ思想の受容の実態を明らかにしてきた。その結果、「体育主義／競技主義」の対立軸をめぐる葛藤の歴史が存在していたことを明らかにし、我が国における近代スポーツ思想の形成過程に内在した可能性と限界についても言及している。

大体協の競技者資格に関する研究ではこれまで、武田千代三郎の論述が主として用いられてきた。しかし、武田の論述では、競技者資格がエリート／非エリートという二元的視点で語られることが多かった。しかし、競技者資格に関するアマチュアリズムという問題はそれほど単純な問題でないことは自明であり、本研究では武田以外の大体協の役員、加盟団体等にも照準を合わせ考察しており、この点で研究のオリジナリティーが高いといえる。また、

アマチュアリズムの形成過程を大体協の財政状況との絡みで考察した点も従来にはない新しい視点で評価される。さらに、これまでの大体協のアマチュアリズム形成過程に関する研究では、主として1920（大正9）年前後だけが扱われる傾向があったが、本研究では豊富な資・史料を用いて、大体協におけるアマチュアリズムの位置づけの歴史的变化についても考察されている。この点も本研究のオリジナリティーとして高く評価される点である。なお、報告書末尾に記載された学術論文は、本学位請求論文の第1章第2節第3項の「武田千代三郎のアマチュアリズム観と大日本体育協会の競技者資格とのずれ」に対応していることを付記しておく。

本博士学位請求論文は、本研究で扱った資・史料も適切であると同時に、その分析も丹念になされ、かつ論文の論旨も明快で、目的・方法・結論に至る論理的整合性や論理的明晰さにも優れている。これらに加え、前述したように本論文の高いオリジナリティーを考慮して、本申請者は博士（スポーツ科学）の学位を授与するに十分値するものと認める。

以 上

博士学位論文に関する論文

根本想・友添秀則・小野雄大（2016）1920年代における武田千代三郎のアマチュアリズム観：大阪市立高等商業学校長時代の活動を中心に．体育・スポーツ哲学研究，38（1）：51 - 65.